(ｲ)　営業経歴書
(ｳ)　財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
(ｴ)　納税証明書の写し
(ｵ)　委任状
(ｶ)　使用印鑑届

⑶　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び財務諸表類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で申請のものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。
②　添付書類のうち、金額欄については、出納 官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争参加資格を付与しない者
⑴　特別な理由があるものを除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は除く。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（共同企業体）であって、その構成員に前記⑴、⑵に該当する者を含む者。

5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあっては別記１、物品の製造等を希望する者にあっては別記２の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記３の区分に基づいて格付けする。

6　資格審査結果の通知　「資格確認通知書」又は「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間　建設工事等に係るものは資格を付与されたときから平成27年３月31日、物品の製造等に係るものは資格を付与されたときから平成28年３月31日までとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び資格審査に関する照会先　上記３⑴の配布場所。なお、名簿の閲覧にあっては、インターネットにより、本校ホームページ（http://www.fish-u.ac.jp/nyusatu/sankasikaku/sankasikaku.html）にアクセスし、閲覧することもできる。

9　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に申請を行うこと。
⑵　また、平成25・26年度建設工事等に係る競争契約の参加資格を有する者並びに平成25・26・27年度物品の製造等に係る競争契約の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が更生手続等開始決定者となった時は、再度の競争参加資格の申請を行うことができる。
⑶　なお、更生手続等開始決定者であって、再度の競争参加資格の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

10　その他
⑴　有資格者による再度の申請　上記９⑵による更生手続等開始決定者となった者以外の有資格者は、再度、資格の有効期間が同じとなる申請を行うことはできない。
⑵　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等又は物品製造等）」に次に掲げる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、申請書を提出した上記３⑴の場所に速やかに提出すること。（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）
①　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合
ア　資格確認通知書（写）又は資格審査結果通知書（写）
イ　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）
②　物品の製造等の「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書（写）なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表と申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式とする。
③　建設工事の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格確認通知書（写）及び総合評定値通知書
④　測量・建設コンサルタント等の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格確認通知書（写）及び申請書様式の「直前２カ年間の年間平均実績高」の欄と同様の記載をした適宜様式
⑶　合併、分社又は廃業　有資格者に合併、分社又は廃業での変更があった場合は、申請書を提出した上記３⑴の場所に速やかに届け出ること。

別記１　付与数値（測量・建設コンサルタント等）
〔掲載順序　項目　段階：付与数値〕
⑴　年間平均測量等実績高

100億円以上		：60
50億円以上	100億円未満	：55
20億円以上	50億円未満	：50
10億円以上	20億円未満	：45
２億円以上	10億円未満	：40
１億円以上	２億円未満	：35
2,000万円以上	１億円未満	：30
1,000万円以上	2,000万円未満	：25
500万円以上	1,000万円未満	：20
300万円以上	500万円未満	：15
200万円以上	300万円未満	：10
200万円未満		：５

⑵　自己資本額

10億円以上		：10
１億円以上	10億円未満	：８
1,000万円以上	１億円未満	：６
100万円以上	1,000万円未満	：４
100万円未満		：２

⑶　流動比率

130%以上		：14
95%以上	130%未満	：10
75%以上	95%未満	：６
60%以上	75%未満	：２

⑷　営業年数

25年以上		：10
10年以上	25年未満	：８
５年以上	10年未満	：６
５年未満		：４

別記２　付与数値（物品の製造等）
〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、生産設備の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕
⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率

140%以上		：10
120%以上	140%未満	：８
100%以上	120%未満	：６
100%未満		：４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　生産設備の額

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）　100